

伝唱のための告示：李璋?と張五緯の韻語告示を中心に

| | |
|----------|---|
| その他のタイトル | Proclamations to Chant : Focusing on the Rhyming Language Proclamations of Li Zhangyu and Zhang Wuwei |
| 著者 | 王 ? |
| 雑誌名 | 文化交渉 : 東アジア文化研究科院生論集 : journal of the Graduate School of East Asian Cultures |
| 巻 | 12 |
| ページ | 3-14 |
| 発行年 | 2022-11-30 |
| URL | http://doi.org/10.32286/00027670 |

伝唱のための告示

— 李璋煜と張五緯の韻語告示を中心に

王 婷

Proclamations to Chant: Focusing on the Rhyming Language Proclamations
of Li Zhangyu and Zhang Wuwei

WANG Ting

Abstract

During the Qing dynasty, rhyming words were found in decrees, notices, and announcements issued to educate the people. The most representative of these are the rhyming announcements of Li Zhangyu (李璋煜; 1784-1857) and Zhang Wuwei (張五緯). Some were written as “songs,” while others were annotated to aid understanding of the rhyming words. These rhyme announcements were sent out to the people, and can be said to be announcements for transmission of government directives.

Keywords: 韻語、清代告示、李璋煜、張五緯

はじめに

韻語告示とは形式上文字数を揃え、音韻上韻を踏んだ告示を指し、文体とは視点が異なるが、その目的はあくまでも伝達、そして伝唱にあり、少なからず民衆を考慮して作られたと思われる。つまり、口語を取り入れた白話告示と同じ機能を果たしている。本文では、張五緯と李璋煜の告示を対象に、韻語告示というリズム重視の告示を分析し、その押韻状況や韻語に施された白話の注釈を考察する。

一、李璋煜の韻語告示

『古代榜文告示彙存』に収録された告示には文字数を揃えた詩歌のような韻語で書かれたものが存在し、その中に、張五緯と李璋煜は韻語告示を公布した二人である。

韻語はもともと漢文で韻を踏んだ文または語を指すが、韻語告示の場合、韻を踏んでいる文で書かれた告示もあれば、韻は踏んでいないが、文字数を揃えている告示もある。作成の目的は言うまでもなく官府と民衆の意思疎通であるが、普通の長文の告示と比べて、韻語告示という形でその内容を民衆の間に伝唱させることも一つの狙いである。また、韻を踏み、文字数を揃えることにより、官吏は「文語の形式を取っている」ということを読み手に示そうとし、正式度を保ち、さらに一般庶民のために日常語の取り入れ、言葉の難易度を下げることができる。

1. 押韻状況

李璋煜は清朝道光十七年(1837)から江蘇や広東に就任した官吏であり、道光二十八年(1848)に官箴書『視已成事齋官書』を刊行し、就任中に公布した告示を152件収録した。李璋煜の告示には十篇の白話告示があるが、十篇の内、「俚語勸民歌十六首」・「戒勿拜会歌」・「禁差役藉案滋擾示」・「禁差役私押平民示」・「禁窰口示」の五篇が韻語文となっている。夏曉虹は告示に韻を踏む文でこのような告示が「斗方告示(四角い告示)」と呼ばれたと論じ、清代官吏である汪輝祖の以下の考えについて言及した。¹⁾

告示一端、論紳士者少、論百姓者多。百姓類不省文義、長篇累牘不終誦而倦矣。要在詞簡意明、方可人人入目。或用四言八句、五六言六句韻語、繕寫既便、觀覽亦易。庶幾雅俗共曉、令行而禁止乎。

(訳：告示というのは、紳士を諭すためのものが少なく、庶民を諭すためのものが多い。庶民は大体文章の意味が分からない。長文を連ねると、最後まで読み終わらないうちに疲れてしまう。言葉が簡単で、意味が明白であり、誰が見ても分かるように書くことが肝要である。あるいは四文字で八句、あるいは五六文字で六句の韻語で書けば便利であり、見る側も読みやすいだろう。これで風雅な人にも俗人にも通達でき、命令がちゃんと行われ、禁じたこともやむことであろう。)²⁾

つまり、韻語は紳士のような上品な人でも受け入れられ、簡単な言葉しか分からない庶民で

1) 夏曉虹「晚清白話文運動的官方資源」、『北京社會科学』、2010、7頁。

2) (清)汪輝祖『学治廳説』卷上、「告示宜簡明」、出版地不明、1883。

も比較的に理解しやすい言葉だと考えられ、広く流行したのである。夏氏は李璋煜が韻語告示を公布したのは汪輝祖の観点から影響を受けたからとし、例として『視已成事齋官書』の巻九に四言八句と六言六句の告示を一則ずつ収録したと論じた。まず『視已成事齋官書』にある韻語告示とその押韻状況を表にして示したい。

表1 李璋煜の韻語告示の押韻状況

| | 告示名 | 韻語種類 | 押韻 | その他 |
|---|----------|--------|----|------------|
| ① | 俚語勸民歌十六首 | 三三七言韻語 | ○ | 歌（十六首）注釈付き |
| ② | 戒勿拜会歌 | 四言韻語 | ○ | 歌（三十二句） |
| ③ | 禁差役藉案滋擾示 | 四言韻語 | ○ | 短文（八句） |
| ④ | 禁差役私押平民示 | 六言韻語 | × | 短文（六句） |
| ⑤ | 禁審口示 | 四言韻語 | × | 短文（十句） |

押韻（韻を踏む）とは、同じあるいは類似の韻を持った語を一定の箇所を用いることである。中国の唐代以来、偶数句の句末で押韻することが基本である。唐代の韻書を総括した「平水韻」システムと、『詩韻合璧』という清代では広範囲に使用された押韻参考書を活用して、告示にある韻脚が106の韻部の中のどの韻部に当てはまるかを見てみる。³⁾

夏氏が言及した「四言八句」は③の「禁差役藉案滋擾示」で、「六言六句」は④の「禁差役私押平民示」であった。

「禁差役藉案滋擾示」⁴⁾

已結各案。牽連有名 [下平八庚韻]。

鄉民畏拏。不敢入城 [下平八庚韻]。

被差擾累。飲恨吞聲 [下平八庚韻]。

一經訪出。責懲非輕 [下平八庚韻]。

「禁差役私押平民示」⁵⁾

奉官帶候人犯。毋得需索凌虐 [入聲十藥韻]。

若非奉官吩咐。一概不許私押 [入聲十七洽韻]。

各役如敢故違。察出革懲不貸 [去聲十一隊韻]。

3) 『詩韻合璧』（五卷附分韻文選題解釋要）芋栗園藏板、同治甲子夏五月吳履福書重校刊、1864、関西大学図書館所蔵。

4) 『古代榜文告示彙存』第九冊、「李璋煜告示」、539頁。

5) 『古代榜文告示彙存』第九冊、「李璋煜告示」、540頁。

しかし、筆者の考察によると、「禁差役藉案滋擾示」は〔庚〕の韻を踏んでいたが、「禁差役私押平民示」の韻脚がバラバラであることから、韻を踏んでいなかったと見られる。また、⑤の「禁窰口示」が提起されなかったが、同じく韻語告示である。

「禁窰口示」⁶⁾

欲懲帮匪。先杜窰口 [上聲二十五有韻]。

假賣零星。暗中屯集 [入聲十四緝韻]。

屢換招牌。形蹤甚秘 [入聲四質韻]。

洞察無疑。豈能隱飾 [入聲十三職韻]。

勸爾改行。勿蹈重戾 [去聲八霽韻]。

しかし、「口」・「集」・「秘」・「飾」・「戾」など偶数句の句末にある韻脚を『詩韻合璧』に合わせて見ると、それぞれ異なった韻部に属していることが分かった。

この三篇の告示はどれも禁令告示である。中に「勸爾改行（転業することを勧める）」・「勿蹈重戾（同じ悪行を繰り返すべきではない）」のような勧告らしき言葉があるが、基本的に「祭出革懲不貸（発見次第厳しく罰する）」・「責懲非輕（責任や懲罰は軽くない）」のような脅し文句であり、韻語の中でも文語体に傾斜し、権威を漂わせる文体となっている。

2. 「歌」としての告示

この三篇の告示以外に、李璋煜は①の「俚語勸民歌十六首」と②の「戒勿拜会歌」も公布した。告示名から分かるように、二篇とも「歌」と命名されたのである。清代では、俗語や方言で書かれた歌は「民歌」、「時調」や「小曲」などと呼ばれ、当時の民間では流行していた。周玉波はこれらの歌を収録した資料を編輯し、『清代民歌時調文献集』として上梓したが、官吏が主導して作成したこのような「勸民歌」は視野に入れられなかったのである。⁷⁾『文献集』にある歌は民間で流行していたから史料として残されたが、李璋煜の歌は官府側から出された告示であるため、流行していなくても保存されたのである。民歌史料としてある意味貴重かもしれない。実際、告示だけではなく、その他の法律文書にも韻語が存在する。例えば『中国珍稀典籍續編』に収録された明代の『律解辯疑』には、律令を説明した韻歌があった。⁸⁾「妻為夫族服之歌」がその一例である：

妻為夫族服制編 [下平一先韻]、

6) 『古代榜文告示彙存』第九冊、「李璋煜告示」、558頁。

7) 周玉波『清代民歌時調文献集』、社会科学文献出版社、2014。

8) 『中国珍稀典籍續編』第四卷、『明代法律文献（下）』、黒龍江人民出版社、2002、5-9頁。

翁姑夫孝斬三年 [下平一先韻]。
 夫報妻服齊杖期 [上平四支韻]、
 父母在堂杖不前 [下平一先韻]。

「編」・「年」・「前」が押韻したと見られる。一方、官府立場の歌は民間の歌とは違い、指示する側の意図を含めた韻文が並び、勧告告示のように通俗な表現を選ぶとしても、官府側の権威を保つため、文語体への傾向も見られる。紳士のような上品な人でも庶民でも受け入れられる韻語告示ではあるが、一般の民歌より格調を強調する必要がある。また、李はこの告示の題名のあとに「欲令婦孺能解。若方之何公論民詩、吾滋愧矣。（婦人や子供が理解できるようにした。若し、何公の論民詩と同等に比べたら、どれだけ恥ずかしいだろうか）」という言葉を残した。「婦孺」にもわからせるように自分が努力して「勸民歌」を書いたが、まだまだ先人には及ばずという謙遜な姿勢を示した。『佩文韻府』の記載によると、何公は宋代の何耕という循吏であり、教化のために平易な言葉で四十二篇の論民詩を作成した。⁹⁾ この先人の論民詩とは違い、李は「勸民歌」という形を選び、民衆を考慮して、さらに伝唱しやすくする工夫が見られた。

告示の視点からこの二篇を見てみよう。①の「俚語勸民歌十六首」は一般の「斗方告示」と違い、三言三言七言、つまり三文字・三文字・七文字の韻語で構成されている。最初の韻語文を例にしよう。

「俚語勸民歌十六首」¹⁰⁾

勸我民。孝雙親。兒身本是父母身 [上平十一真韻]。
 棄親不顧一朝忿。三年懷抱是何人 [上平十一真韻]。
 勸我民。和兄弟。兄弟原來本同氣 [去聲五未韻]。
 總不一母也一父。些須田產何必計 [去聲八霽韻]。
 （潮屬兄弟亦分強弱。甚有同室操戈者。）

（我が民に勧める：両親に孝行しよう。子供の体は元々親から来たのだ。親を見捨てたのはただ一時の恨みがあったからで、三年間懐に抱えて育てたのは誰なのかを考えてごらん。我民に勧める：兄弟と仲よくしよう。兄弟とは血がつながっており、母親一人で生み出せるものでもなければ、父親一人で生み出せるものでもない。たったそれだけの財産なんて争う必要がない。注：潮の地方の兄弟は強弱にも分けられ、身内同士で争う者もいる。）

最初は自分の所轄の民に告ぐという掛け言葉であり、そのあとは勧告の内容となっており、

9) 『佩文韻府』444巻、『御定佩文韻府』巻四之四、清文淵閣四庫全書本。北京愛如生数字化技術研究中心。「何公詩：宋史、何耕（1127-1183）、字道夫、除潼川提刑、作論民詩四十二篇、語平易而教化寓焉。」

10) 『古代榜文告示彙存』第九冊、「李璋煜告示」、481頁。

最後の文字の韻を踏んで、最後まで押韻し、あるいは途中で換韻して、後の七文字の歌が三句続いている。特徴的なのはその通俗な表現である。もちろん、俗語が溢れる一般の民歌ほど分かりやすくないが、「勸我民」のような掛け言葉を使用しているため、前述の三篇の韻語告示より通俗的であると判断できる。また、「戒勿拜会歌」のような「歌」として位置付けした告示よりも平易であった。最初の八句を例として挙げる。

「戒勿拜会歌」¹¹⁾

爾有父母。爾有弟兄 [下平八庚韻]。

何日無之。結義蘭亭 [下平九青韻]。

糾彼異姓。倡此亂萌 [下平八庚韻]。

禍始五祖。有誓有盟 [下平八庚韻]。

これは [庚] の韻とそのとなりの韻部である [青] の韻を踏んだ韻語告示である。ここの「拜会」は現代中国語の「訪ねる」ではなく、「結盟拜会」という複合詞として使用されることが多く、義兄弟や同盟を結んで集会することを意味する。この告示は『視已成事齋官書』の第八卷「卷八惠潮嘉道任内」(今の広東地方)に収録され、李璋煜は地方官としてこの地の秘密集会に悩まされていたと見られる。治安を守るため集会しないように呼びかけ、さらに広範囲の言い伝えを計らい、韻語で告示を書いたと考えられる。また、李は「勸民勿輕生示」という告示では劉衡の告示を参考して作成し、二人称代名詞である「你」や「你們」も使用して、平易な言葉が特徴な「勸民歌」でも一人称代名詞である「我」が見られたが、ここでは文語体でよく見られる「爾」が使われた。また、「何日無之」などの言葉から見れば、その文体は同じ「歌」である「勸民歌」より比較的に文語体寄りなのではないか。

総じていえば、李璋煜が公布した五篇の韻語告示の中に、はっきりと押韻したのは三篇である。そして、禁令告示であるのは三篇で、勸告の言葉も見られるが、権威を示した警告文が主幹になっている。残りの二篇は歌と命名され、書き手が民間での伝唱を狙い、その文体を公文書より民間の民歌に近づけようとしたと考えられる。

二、張五緯の韻語告示

張五緯は陝西涇陽の出身で、字は治堂、號は蓮浦、乾隆年間から嘉慶年間まで、地方官として江蘇や広東などに就任していた官吏である。李璋煜と同じく、張五緯の告示は『古代榜文告示彙存』に収録され、その中に韻語告示が全部で十一篇見られた。

11) 『古代榜文告示彙存』第九冊、「李璋煜告示」、485頁。

1. 押韻状況

「歴任告示」の示諭編には「婦女犯法不能免罪示諭」・「恃婦犯法問罪示諭」・「勸勉孝悌注解示諭」・「勸誡嫖賭示諭」・「禁止匪徒会期賭竊示諭」・「懲儆肆酒滋事示諭」の六篇があり、そして、「歴任示諭」には「因諄勸友愛示諭」・「禁止革役代書等擾害示諭」・「禁夾帶鎗冒招搖示諭」・「諄勸居民務正示諭」・「曉諭婦女出頭刁訟以免問罪示諭」の五篇があり、全て示諭告示に属している。つまり、基本的に示諭告示にしか韻語文が使用されず、注解告示には見られなかったのである。その理由は、注解告示は法律を詳しく解釈する内容となっているため、韻語にする必要が無かったからと考えられる。そして、ほとんどの韻語告示における偶数句は押韻しており、換韻も少ないところから、書き手はリズム重視であることが推測できる。また、夏曉虹も張五緯について言及していたが、彼が公布した韻語告示について論じていなかった。筆者はこれらの韻語告示を考察して、以下の表をまとめた。

表2 張五緯の韻語告示の押韻状況

| 歴任告示の示諭編 | | | | |
|----------|----------------|------|---------|----------|
| | 告示名 | 韻語種類 | 押韻 | その他 |
| ① | 婦女犯法不能免罪示諭 | 七言韻語 | ○下平七陽韻 | 長文（八十句） |
| ② | 恃婦犯法問罪示諭 | 七言韻語 | ○上平十灰韻 | 長文（四十句） |
| ③ | 勸勉孝悌注解示諭 | 五言韻語 | △虞・麌韻 | 短文（三十八句） |
| ④ | 勸誡嫖賭示諭 | 七言韻語 | ○上聲七寘韻 | 長文（二十四句） |
| ⑤ | 禁止匪徒会期賭竊示諭 | 五言韻語 | ○入聲四質韻 | 長文（二十二句） |
| ⑥ | 懲儆肆酒滋事示諭 | 四言韻語 | △下平八庚韻 | 長文（四十六句） |
| 歴任示諭 | | | | |
| ① | 因諄勸友愛示諭 | 五言韻語 | ○上平十三元韻 | 長文（六十句） |
| ② | 禁止革役代書等擾害示諭 | 七言韻語 | ○下平七陽韻 | 長文（五十二句） |
| ③ | 禁夾帶鎗冒招搖示諭 | 四言韻語 | ○上聲七寘韻 | 短文（十六句） |
| ④ | 諄勸居民務正示諭 | 七言韻語 | ○下平七陽韻 | 長文（八十句） |
| ⑤ | 曉諭婦女出頭刁訟以免問罪示諭 | 七言韻語 | ○上平十一真韻 | 長文（三十二句） |

全体的に長文になっている告示が多いが、「禁夾帶鎗冒招搖示諭」のように比較的短めで十六句で完結したのものもある。李璋煜は簡潔に禁令を民衆に示すため、韻語告示を短くしたと見られるが、張は特に長文を好み、伝唱目的の韻語にも勧告の言葉を多く入れた。例えば、「婦女犯法不能免罪示諭」は八十句で構成され、具体的な勧告文が書かれた。その一部を以下のように示す。

「婦女犯法不能免罪示諭」¹²⁾

12) 『古代榜文告示彙存』第八冊、「張五緯告示」、327頁。

勸諭婦女莫犯法。犯法都要到公堂〔下平七陽韻〕。
 首戒忤逆並謀故。碎剮處死慘非常〔下平七陽韻〕。
 還有一種淫婦女。偷情等漢艷梳妝〔下平七陽韻〕。
 情密同逃名奸拐。聽從拐賣實荒唐〔下平七陽韻〕。
 多因夫主年紀老。或因結發尚兒郎〔下平七陽韻〕。
 從此心離欲逃走。那計拿著受災殃〔下平七陽韻〕。
 千人眾目人人笑。還問這是誰女行〔下平七陽韻〕。
 父母心如喫苦膽。受刑之外臭名揚〔下平七陽韻〕。

この告示の押韻字である「堂」・「常」・「妝」・「唐」・「郎」・「殃」・「行」・「揚」を見ると、全て下平聲の「陽」韻に属していることが分かる。近代詩、つまり格律詩の押韻方法と同じく、最後まで換韻を行わず、「一韻到底」であった。それ以外も、「歴任示諭」の韻語告示はほとんど換韻しない韻語告示である。この告示は婦女の犯罪防止を目的としたもので、どのような婦人が法を犯す者と見なすかを韻語で説明した。特に民事訴訟でよく発生する「偷情（密通）」、「奸拐（密通してかどわかす）」なども具体的に説明し、背後にある理由も配慮したと見られる：「多因夫主年紀老。或因結發尚兒郎。（多くは夫が老いぼれているか、あるいはまだ幼いかが原因である）」そして、その結果は逮捕され、多くの人に笑われるどころか、親も苦しめられ、受刑に加えて評判も悪くなる一方だろうという一連の勧告が書かれた。文章で書かれたほかの白話告示と同じ流れで韻語文が進み、民衆を考慮した仕組みだと考えられる。

2. 注釈付き韻語告示

張五緯の韻語告示の中に、特に注目されたいのは、注釈付きの「勸勉孝悌注解示諭」である。¹³⁾ 李璋煜は「俚語勸民歌十六首」でも注釈を加えたが、「潮屬兄弟亦分強弱。甚有同室操戈者」のように基本文語体である。¹⁴⁾ しかし、張五緯の注釈は民衆の理解してもらうために口語体寄りに書かれたと見られる。その全文を以下の表にまとめる。

13) 『古代榜文告示彙存』第八冊、「張五緯告示」、417-419頁。

14) 前述以外に、「勸我民。莫頂凶。無知螻蟻尚貪生。白鴨斷頸誰能續。香燈一盞光熒熒。」という韻語の後ろに「頂凶」・「香燈」・「白鴨」などの意味を解釈した注釈もある：「頂凶得賄、名曰香燈錢、亦曰宰白鴨。説合分錢、名曰凶中。（他人の罪をかぶって代わりに斬首され、もらったお金を香灯錢という。白鴨を切るという言い方もある。相談してお金を分けることを「凶中」という。）」

表3 「勸勉孝悌注解示諭」とその注釈

| | 奇数句 | 注釈 | 偶数句 | 注釈 |
|---|-------|--|--------------------|--|
| ① | 凡有血氣者 | 有血氣者是世上有血有氣的生靈。 | 無不有父母 [上平七虞韻] | 無不有者是個個都是也。 |
| ② | 飛鳥如烏鴉 | 烏鴉就是黑老鴉。 | 尚皆知返哺 [去聲七遇韻] | 返哺小鳥鴉長大啣食喂老鴉這就叫返哺。 |
| ③ | 走獸如羊羔 | 羊羔就是纔生的小羊。 | 尚皆知跪乳 [上平七虞韻] | 跪乳是跪著吃乳。 |
| ④ | 人為萬物靈 | 比天生各物靈性不同、所以叫作人。 | 反與父母忤 [去聲七遇韻] | 忤是忤逆。 |
| ⑤ | 兄弟一體生 | 同父母同父不同母、都叫作一體生。 | 急難須相輔 [上平七虞韻] | 相輔是大家帮扶。 |
| ⑥ | 試問同胎犬 | 試看就是俗語不信看看的意思。 | 有警齊禦堵 [上聲七寘韻] | 齊禦堵就是眾犬同聲相應而來。 |
| ⑦ | 試看同哺雞 | 同哺雞是一窩生出來的多少小雞。 | 有食呼共茹 [上平六魚韻] | 茹就是吃食。 |
| ⑧ | 人豈無天性 | 父母疼兒子、兒子孝順父母、兄弟親愛、這就是性。 | 兄弟凡齟齬 [上平六魚韻] | 齟齬是話不投機爾爭我論的意思。 |
| ⑨ | 刃傷兄與嫂 | 凡用鐵器有刃的殺斫傷人皆為刃傷。 | 犯罪到官府 [上聲七寘韻] | 官府是州裏縣裏府裏省裏的官府。 |
| ⑩ | 還有服制案 | 弟殺兄叫做服制案、姪殺伯叔同是一樣服制案。 | 那怨爾愚魯 [上聲七寘韻] | 愚魯者蠢人也、言你雖愚蠢、也是不能饒恕爾死罪的了。 |
| ⑪ | 更有逆倫犯 | 打罵爹娘即是逆倫。 | 碎副無完膚 [上平七虞韻] | 無完膚是渾身皮肉沒一處完全。 |
| ⑫ | 國法與天誅 | 國法斬副之條天誅橫死之類。 | 看看逃過否 [上聲二十五有韻] | 逃過否是逃過了沒有。 |
| ⑬ | 近審此等案 | 此等案就是晉州馬信打傷父親宛平縣鄧二砍傷哥嫂這些案件。 | 慙慙皆可數 [上聲七寘韻] | 慙慙者篇篇也、言那事都是數得出的。 |
| ⑭ | 地方愚人多 | 愚人是不知有父兄這般人。 | 不忍不教處 [上聲六語韻] | 處有輕重多分、像這等犯的就該重處、不忍是心裏過不去的意思、教是教你這種人。 |
| ⑮ | 願爾學孝悌 | 孝者是孝順父母、悌者是恭敬兄長。 | 與爾子孫觀 [上平七虞韻] | 觀者見也、自己學孝悌、好令兒子兄弟看樣子。 |
| ⑯ | 要想手足和 | 手足者弟兄也。 | 莫聽枕邊阻 [上聲六語韻] | 阻者攔阻也、是不要聽信妻言、薄待伯叔兄弟姪兒們的意思。 |
| ⑰ | 欲得家庭樂 | 想祖孫父子伯叔兄弟妻女姪輩都是家庭中、樂是一家快樂。 | 勿受外人侮 [上聲七寘韻] | 均不可信了外人的侮弄、反做出不孝不悌的事來。 |
| ⑱ | 特頒注解勸 | 注解是詳細解說勸教你們聽、你們聽還要大家傳說共勸的意思。 | 惟望民心古 [上聲七寘韻] | 古就是風俗敦厚、不犯刑法不生事故。 |
| ⑲ | 族保務傳諭 | 族是各家的族長、保是各村用地保、都要細看了本府注解的話、勸戒他們不学好的人、叫他趁早改過、免得也像他們身犯重罪。 | 省得帶累苦 [上聲七寘韻] | 帶累是官司帶累、到府到縣豈不受苦、能把壞人勸好、不但不因他受苦、自己還積了德、又替官府勸化了人、豈不是人家的好好族長、地方上的好頭役。本府並深有望於爾等也、遵之勉之、毋違母懈。 |

まずは押韻状況が複雑である。①③⑤⑪⑮の韻脚が「虞」の韻部に属しており、⑦⑧がその旁韻である「魚」の韻を踏んでいる。そして、⑥⑨⑩⑬⑰⑱の韻脚が「麌」の韻部に属しており、⑭⑯がその旁韻である「語」の韻を踏んでいる。②④は「遇」の韻で、⑫は「有」の韻部である。「虞」と「麌」が主な韻部であろう。途中で何度も換韻が行われたが、韻母を[u]で統一しようとした工夫が見られる。

そして、題名でも示したように、この告示は民衆に孝悌を勧めるために作成した注解の告示だが、ここの「注解」は「法律を解釈する」という意味ではなく、「韻語の言葉の意味を解釈する」という意味であった。日常生活で見かけない単語、特に韻語として成立させようと押韻にも気を配り、簡潔かつ豊かな文語表現が必然的に多く使用されるため、一般庶民がそれを見て分からないだろうと予測し、直接告示に口語的な注釈をつけることにしたと考えられる。

例えば①の「無不有父母」では、「無不」という文語表現を「个个都是（みんな同じ）」と訳し、⑪の「碎副無完膚」では、「無完膚」という文語表現を俗語に変えて、「渾身皮肉没一處完全（全身にまともな皮膚が一所もない）」と訳した。

また、民間では余り使用されていなかった言葉の意味を解釈したり、文語の語彙を言い換えたりした注釈もある。例えば②の「烏鴉」を「黒老鴉」に、③の奇数句は「羊羔」を「纔生的小羊（生まれたばかりの子羊）」と言い換えた。そして、⑩の「逆倫」とは「打罵爹娘（親を叩き罵ること）」のことであり、⑯の「手足」は「弟兄（兄弟）」であると言い換えたのである。さらに、言葉の意味が分かるにしても、基準の違いを示した注釈もある。例えば、⑭の「地方愚人多」では、官吏が思う「愚人」とは「是不知有父兄這般人（父兄のような存在が知らない人）」、つまり、年上に教育されなかったため愚か者になったのであろうと解釈し、続きの「不忍不教處（教化せず処罰するとなると心の中ではすまないと思う）」という結論にたどり着いた。この句も同じく「不忍」を取り出して、「是心裏過不去的意思（心の中ではすまないと思うの意味だ）」と解釈した。

また、文全体の意味を解釈した注釈もある、例えば④の「人為萬物靈」では、なぜ人間は万物の靈なのかを解釈して、「比天生各物靈性不同、所以叫作人。（自然の万物とは聡明さが違うから人間と読んでいる）」と説明した。あくまでも官吏自身の解説のため、説明になっていないところもあるだろう。最後に、⑰の偶数句のように、「勿受外人侮」という五文字の文の意味を、そのまま訳して、さらに付け加えもしたところもある：「均不可信了外人的侮弄、反做出不孝不悌的事來。（よその人の侮辱的な話を信じて、逆に孝悌ではないことをするべきではない）」。⑱の「族保務傳諭」と「省得帶累苦」は族保に呼びかけて告示は完成するが、注釈では書き手のさらなる考えが付け加えられた。「族是各家的族長、保是各村用地保（族とは各宗族の族長で、保とは、各村の地保である）」や「帶累是官司帶累（帶累とは訴訟で巻き添えになることである）」のような言葉の解釈もあれば、韻語の内容を広めて教化する言葉もある：「みんな本府が注解した事をよく見て、善い行いをしない人達に改めるように勧めよう。それで重い罪を犯

さずに済むのだ。」と「府や県（の官府）まで行ったら苦しめられずに済むのか。もし悪人をいい方向に向かせるように勧めたら、この人のせいで苦しめられずに済むどころか、善行も積んで、官府のためにもなる。みんなのいい族長で、地方のいい役人ではないか。」最後の「本府並深有望於爾等也、遵之勉之、毋違毋懈。（本府はあなた達に大いに期待し、これを遵守し励むがいい。くれぐれも違反がなく怠慢にならないよう）」という文はほかの告示でも現れた常套句で、注釈にまとめられたのである。これらは韻語文で表現できない具体的な勧告文であり、本文として韻語告示と並ぶことができないが、以下の図のように注釈として文字を小さくすれば、俗語であっても、韻語告示の格調を壊さずに済むことができるのではないかな。

この告示はほかの韻語告示と同じく、格調と分かりやすさのバランスを求めて書かれたが、それでもわかりづらいところがあり、一般庶民でもすぐにわかるように注釈を用いたと推測できる。張五緯は告示集に見られた口語体をもっとも愛用する清代官吏であると思われる。韻語告示でも全体を長くし具体的な説明を施す工夫、そして一篇だけだが、口語的な表現で注釈まで付けて民衆の理解を図った。告示において、官府の権威を維持しつつ、民衆をもっとも考慮した官吏ではないかと思われる。

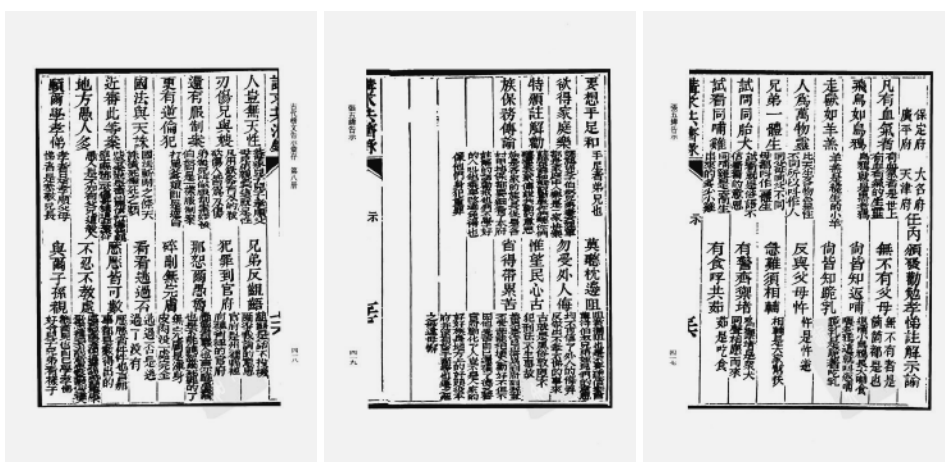


図1 「勸勉孝悌注解示諭」

まとめ

本文では清代官吏である張五緯と李璋煜が公布した韻語告示を対象に、その押韻状況や内容、さらに注釈について考察した。二人とも民衆に告示の内容を広く伝唱させようとして、押韻を意識しながら告示を作成したと見られる。これは汪輝祖が言うような「雅俗共曉」の韻語告示という形を取り、正式度を損ねずにその言葉を分かりやすくした結果であったと考えられる。

また、李告示は文語寄りなところが多く、逆に張は告示に口語で注釈を付けるほどであった。官府の権威を重視し、文語でその権威を際立たせようとする李璋煜の意図を垣間見えるが、同じ官吏である張五緯からは教化を重んじ、民衆の理解も重視するという一面が見られるのではないか。告示は官と民を連結する「モノ」である以上、書き手は両者の言語レベルや告示する目的を考慮して作成する必要がある。そのため、これからも社会的な一面を考えた上での言語研究が求められると考えている。